

第6章 海外勘定の推計

1. 基本的な考え方

海外勘定は、我が国の居住者と非居住者²²の間で行われた経常取引及び資本取引、金融取引を記録するものである。このうち、経常取引については『国際収支統計』（財務省・日本銀行）の経常収支の各計数を国民経済計算の概念に合致するよう組み替えて推計する。資本取引については『国際収支統計』の資本移転等収支を基に推計する。2014年に改定された『国際収支統計』は、IMFの『国際収支マニュアル第6版』（2009年）に準拠しており、基本的に2008SNAの概念と整合性がとられているため、組替えが必要なものは一部の項目に限られる。

金融取引については、『資金循環統計』を使用して推計する。『資金循環統計』は、2008SNAを反映させた形で2016年に改定されており、基本的に『国際収支統計』と整合性が確保されている。

なお、海外勘定は、諸外国（我が国領土内に存在する在日公館、米軍基地を含む）をまとめて海外部門とみなし、海外部門からの視点で受取・支払を記録するため、『国際収支統計』（わが国からの視点で記録）とは受取・支払がそれぞれ逆になっている。

2. 推計方法

（1）経常取引

経常取引についてSNAと『国際収支統計』の関係を簡単に図に示すと、図6-1のようになる。このように、現行の『国際収支統計』と基本的に整合性が保たれているが、一部について組替えを行う。

a. 財貨・サービス輸出入

財貨の輸出入については、海外勘定ではFOB（本船渡し）建価格²³で記録してお

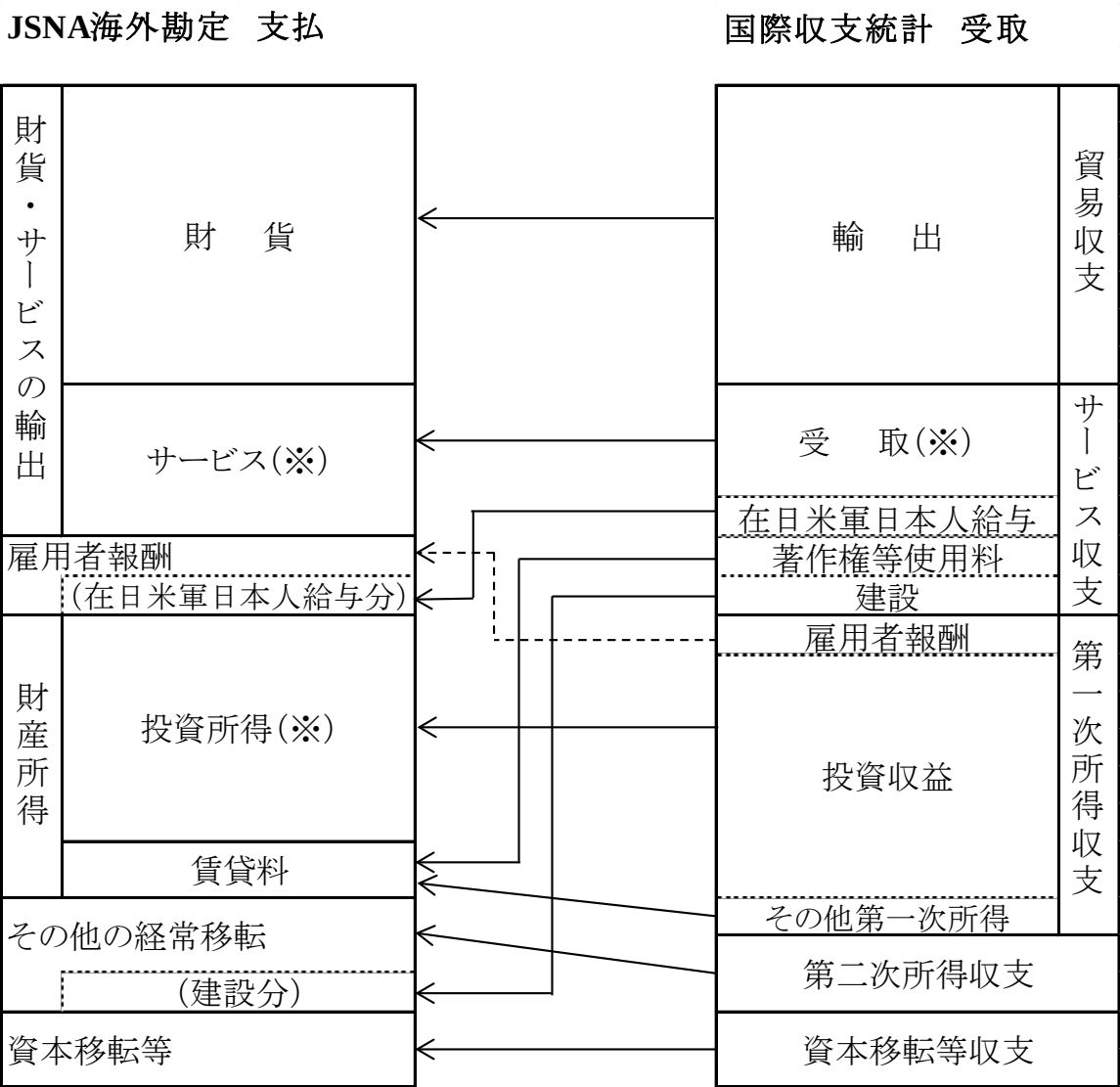
²² 居住者と非居住者：2008SNAでは、IMFの『国際収支マニュアル第6版』と整合的に、ある制度単位が居住者であるのは、その領域内に経済的利害の支配的中心を保持している（無期限もしくは長期間にわたりかなりの規模で経済活動・取引に従事している）場合とされている。我が国SNAの場合、この居住性について、『国際収支統計』の考え方と整合的なものとなっており、翻って『国際収支統計』における居住者、非居住者の定義は、外為法や関連する通達（大蔵省通達「外国為替管理法令の解釈及び運用について」）に拠っており、例えば、2年以上外国に滞在する本邦人は非居住者、6ヶ月以上わが国に滞在する外国人は居住者としてみなすなどしている。

²³ FOB（Free On Board）建価格とCIF（Cost, Insurance and Freight）建価格：FOB建価格とは運賃、保険料等を含まない貨物本体代金だけの価格であり、CIF建価格とは貨物本体に加え運賃及び保険料を含んだ価格。なお、『貿易統計』（財務省）は通関金額をもとに作成されていることから、輸出はFOB建、輸入はCIF建で記録されており、記録時点は通関した時となる。『国際収支統計』は、CIF建価格とFOB建価格

り、『国際収支統計』の貿易収支と対応している。

建設はその他の経常移転に、著作権等使用料は財産所得に、在日米軍の日本人職員給与は雇用者報酬に組み替える。

図6-1 我が国国民経済計算と国際収支統計の対応関係



(※) 国際収支統計(BPM6準拠)では、2014年以降について、サービス収支にFISIMを計上しているが、JSNAとの定義範囲の相違や、過去の計数が利用可能でないこと等から、JSNAでは独自にFISIMの海外取引を推計し、サービスの輸出に記録するとともに、投資所得(利子)の調整も行っている(借り手FISIMの輸出入分を控除するとともに、貸し手側FISIMの輸入分を加算)。

の差である保険料及び運賃を推計のうえ控除して FOB 建で記録するとともに、記録時点の補正(所有権が移転した時点で記録)も行われている。このため、『国際収支統計』と『貿易統計』の計数は一致しない。

サービスについては、『国際収支統計』のサービス収支から、建設、著作権等使用料及び在日米軍の日本人職員給与（受取のみ）を差し引くとともに、金融サービスのうち **FISIM**（間接的に計測される金融仲介サービス）について国民経済計算による推計値に置き換えたものと対応している²⁴。

国民経済計算年報のフロー編付表 19 のサービスの輸出入各項目と、『国際収支統計』における項目の対応関係は下表のとおり。

国民経済計算年報 フロー編付表 19	国際収支統計 （「サービス収支」の対応項目を指す）
輸送	「輸送」
旅行	「旅行」 ※再掲の「居住者家計の海外での直接購入」、「非居住者家計の国内での直接購入」は、「旅行」のうち業務外の支払、受取をそれぞれ計上
情報・通信	「通信・コンピュータ・情報サービス」
金融・保険	「金融サービス」、「保険・年金サービス」 ※ただし FISIM は独自推計値を計上
その他	「委託加工サービス」、「維持修理サービス」、「産業財産権等使用料」、「研究開発サービス」、「専門・経営コンサルティングサービス」、「技術・貿易関連・その他業務サービス」、「音響映像・関連サービス」、「その他個人・文化・娯楽サービス」、「公的サービス等」 ※ただし公的サービス等のうち在日米軍日本人給与分は除く

b. 雇用者報酬

雇用者報酬は、基本的に、『国際収支統計』の第一次所得収支の雇用者報酬に対応している。ただし、輸出については、『国際収支統計』ではサービス収支に含まれる「在日米軍の日本人職員給与」分を組み入れる。

c. 財産所得

財産所得は、『国際収支統計』の第一次所得収支の投資収益及びその他第一次所得に、サービス収支の著作権等使用料を加えたものと対応している。なお、『国際収支統計』でも利子からは **FISIM** 分が調整されているが、国民経済計算では独自の推計値に置き換えた上で調整している。

著作権等使用料を財産所得の賃貸料に組み替えるのは、国内推計では同使用料が賃貸料に計上されており、これと整合性を確保するためである。

なお、『国際収支統計』においては、投資収益のうち再投資収益について、直近期間

²⁴ 『国際収支統計』においては、『国際収支マニュアル第6版』に準拠した2014年分以降、金融サービスに **FISIM** を計上しているが、2008SNA やこれを踏まえた我が国 SNA とは異なり、借り手側 **FISIM** から信用リスクプレミアムが控除されていることに加え、2013年分以前については **FISIM** が計上されておらず時系列的な断層もあることから、国民経済計算側で独自に推計した **FISIM** を計上している。

第6章 海外勘定の推計

の計数が当該時期ではなく 17 か月前に稼得した額となっている（計上時期が稼得時期から 17 か月後ずれ）。このため、この直近期間については、本来の稼得時期に計上しなおした上で、本来の稼得時期に計上されている値の最近値（直近期の 17 か月前の値）を基に推計する。

国民経済計算年報のフロー編付表 19 の財産所得各項目と、『国際収支統計』における項目の対応関係は下表のとおり。

国民経済計算年報 フロー編付表 19	国際収支統計 (断りがない限り「第一次所得収支」の対応項目を指す)
利子	「直接投資収益」のうち「利子所得」 「証券投資収益」のうち「債券利子」 「その他の投資収益」のうち「利子所得」 ※ただし、FISIM 分は独自推計値を調整
法人企業の分配所得	「直接投資収益」の「出資所得」の「配当金・配分済支店収益」 「証券投資収益」のうち「配当金」 「その他の投資収益」のうち「出資所得」
海外直接投資に関する再投資収益	「直接投資収益」の「出資所得」の「再投資収益」 ※ただし、直近期間については独自に推計
賃貸料	「その他の第一次所得」 「サービス収支」のうち「著作権等使用料」

d. その他の経常移転

その他の経常移転は、『国際収支統計』の第二次所得収支にサービス収支の建設を加えたものと対応している。

建設を経常移転に組み替えるのは、次のような理由による。まず海外での建設活動において、SNA では現地事務所は相手国の居住者とみなされる。したがって、建設そのものは相手国の国内取引となる。一方、『国際収支統計』に計上されている建設サービスは、主として相手国の発注者から国内本社への建設代金の支払である。つまり、サービスの提供は相手国の居住者同士で行われ、代金支払のみ居住者と非居住者との間の取引となっていることになる。このため、『国際収支統計』の建設は移転取引とするのが適当であり、SNA では経常移転に計上する。

e. 経常対外収支

支払と受取のバランス項目で、支払側に記録される。経常対外収支は、『国際収支統計』における経常収支と、直近期間における再投資収益の計上の違いを除けば、合致する。ただし、海外勘定の経常対外収支は、海外から見た収支であり、経常収支とは符号が異なる。

(2) 資本取引

資本取引の資本移転等の項目は、『国際収支統計』の資本移転等収支と対応している。貯蓄及び資本移転による正味資産の変動は、経常対外収支＋資本移転等（受取）－資本移転等（支払）となる。

なお、資本取引の貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と、金融取引の純貸出（＋）／純借入（－）（資金過不足）は金額が一致する。

(3) 金融取引

金融資産・負債の取引（金融取引）を作成する際に得られる海外部門の取引額である。一部の項目を除き、基礎資料として『資金循環統計』を用いており、各項目の具体的な推計方法については、第10章「2. 金融勘定」を参照されたい。